

令和2年度答申第28号  
令和2年8月6日

諮問番号 令和2年度諮問第26号（令和2年7月22日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、叔父のP（以下「叔父P」という。）は軍人として外地で戦死したところ、審査請求人は叔父Pと生活を共にしていたと主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、叔父Pに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は叔父Pと1年以上の生計関係を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、「戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。」と規定しているところ、この「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護

法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうとされている（特別弔慰金支給法2条1項）。そして、遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とすると規定している。

- (2) 特別弔慰金支給法2条の2第3項は、上記(1)の「これらの者以外の三親等内の親族」（以下単に「三親等内の親族」という。）は、先順位者である配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹がいない場合であって、当該三親等内の親族が「死亡した者の死亡の日まで引き続く1年以上その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者」（軍人たることによる勤務がなかったならば、この条件に該当していたものと認められる者を含む。）であるときに限り、戦没者等の遺族とみなすと規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和11年a月b日、B地において父のQ（以下「父Q」という。）と母のR（以下「母R」という。）との間に長女として出生した。

（改製原戸籍（筆頭者：Q））

- (2) 母Rの実弟である叔父Pは、昭和19年8月11日、C地において戦死した。

（改製原戸籍（戸主：S）、戦没者調査票）

- (3) 審査請求人は、平成27年7月16日、D町長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、叔父Pに係る特別弔慰金（第10回）の請求（本件請求）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (4) 処分庁は、平成30年3月2日付けで、審査請求人に対し、「P様死亡当時まで引き続き1年以上死亡者と生計関係を有していたものと認められませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

(5) 処分庁は、平成30年5月7日付けで、審査請求人とは別の三親等内の親族に対し、叔父Pに係る特別弔慰金（第10回）について権利の裁定をした（以下、上記別の三親等内の親族を「既裁定者」と、上記権利の裁定を「既裁定処分」という。）。

（審査庁による令和元年12月13日付けの既裁定者に対する調査関係資料）

(6) 審査請求人は、平成30年5月10日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(7) 審査庁は、令和元年10月9日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問（令和元年度諮問第42号。以下「先行諮問」という。）をしたが、その後に、叔父Pに係る特別弔慰金（第10回）について既裁定処分がされていること（上記(5)）が明らかになったことなどから、当審査会から調査・検討が不十分であることを指摘され、追加の調査・検討をすべく、同年12月3日、先行諮問の取下げをした。

（諮問説明書、先行諮問の事件記録）

(8) 審査庁は、令和2年7月22日、追加の調査・検討をした結果においても本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### 3 審査請求人の主張の要旨

叔父Pとの1年以上の生計関係が認められない点に不服があり、本件却下処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査請求人は、叔父PはE地にいる母Rを頼って昭和14年4月にF大学へ入学し、父Q、母R、審査請求人及び審査請求人の弟のT（以下「弟T」という。）の4人と生計を共にしながら学生生活を過ごしていたが、昭和18年10月過ぎに軍隊入隊指令により本籍地（G地）から入隊し、昭和19年8月11日に戦死したと主張し、その主張を補完する資料として、叔父PのF大学の在学期間証明書、審査請求人が在学したH国民学校の通知票（昭和17年度、昭和18年度及び昭和19年度）及び叔父Pの学生服姿の写真を提出している。また、反論書に添付して、昭和14年頃に審査請求人の自宅裏で撮影したという写真を提出している。

これらの審査請求人の提出資料について検討すると、F大学の在学期間証明

書には、叔父Pが同大学に在学していた期間（昭和16年4月10日から昭和17年10月1日まで）に係る記述等は認められるものの、その居所に係る記述はなく、当該証明書に記載の在学期間を経過した昭和17年10月2日から叔父Pが入隊したと申し立てている昭和18年10月までの間の具体的な生計関係については、事実関係を確認することができる資料がなく、判然としていない。また、反論書に添付して提出された写真とこれに係る審査請求人の説明も、審査請求人が叔父Pと生計を共にしていたという事実関係を確認することができるものではない。

そして、行政庁の保管資料を調査したところ、処分庁保有資料である陸軍軍歴簿には、留守担当者として、叔父Pの実兄であり、審査請求人の伯父であるS（以下「伯父S」という。その住所は、I地である。）が記載されていること、また、厚生労働省保有資料であるJ県死亡者名簿には、留守担当者の氏名、居住地及び本籍地が記載されていないことを確認することができるにとどまり、これら以外にも、叔父Pと審査請求人の生計関係を明らかにすることができる資料は見付からなかった。

2 次に、審査庁が先行諮問の取下げ後にした審査請求人、既裁定者及びF大学に対する調査結果は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人に対する調査結果

審査請求人は、新たな申立てやその内容を裏付ける資料等はないと回答している。

(2) 既裁定者に対する調査結果

既裁定者は、叔父PのF大学在学中の生計については、少なくとも学費は伯父Sが仕送りをしていたが、学費以外の生計については、よく分からないと回答している。

(3) F大学に対する調査結果

F大学から叔父Pの学籍簿の写しが提出されたところ、その学歴簿には、以下の記載がされている。

「本籍」欄：G地 S 弟

「居所」欄：（空欄）

「保証事項」欄：（居所）B地（氏名）Q

「学歴」欄：昭和16年4月 K商業夜間部卒業

昭和16年4月10日 F大学法文学部文学科入学

昭和17年3月31日 第1学年修了

「備考」欄：昭和17年10月1日 L部隊へ応召のため休学

- 3 以上の審査請求人と既裁定者双方の主張及び提出資料並びに審査庁が行った調査結果を基に検討すると、叔父PがF大学に在学していた期間中の生計について、審査請求人は叔父Pを自宅に居候させて面倒をみたと主張し、既裁定者は叔父Pに対し同大学の学費を支援したと主張しているところ、双方が相手方の主張を否定していないから、双方が叔父Pを支援していたとしても、それは、自然であり、矛盾しない。

しかし、双方の上記主張を裏付ける資料がないため、その事実や主たる生計関係を有していたのがいずれであるかを確認することができない。そして、審査庁がF大学に対して行った調査の結果、叔父Pが昭和17年10月1日付けで入隊のため同大学を休学したことは判明したが、叔父Pの在学中の居所が判明せず、学費を支払った者も特定することができないから、この調査の結果によっても、双方が主張する上記の内容を確認することができない。

- 4 そうすると、審査請求人と叔父Pとの間に1年以上の生計関係があったと認めることはできない。

なお、審査請求人は、上記以外にも様々な主張をしているが、それらを裏付けるに足りる資料を提出していないから、当該主張は、上記判断を左右するものではない。

したがって、本件却下処分は適正であると考えられる。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件請求の受付 (D町)	: 平成27年7月16日
(M都道府県)	: 同年8月25日
(処分庁)	: 平成28年10月3日
	(M都道府県による受付から約1年1か月)
本件却下処分	: 平成30年3月2日
	(本件請求の受付から約2年7か月半)
本件審査請求の受付	: 同年5月10日
反論書の受付	: 同年10月16日
審理員意見書の提出	: 令和元年9月17日

先行諮問 (反論書の受付から約11か月)  
: 同年10月9日  
(本件審査請求の受付から約1年5か月)  
本件諮問 : 令和2年7月22日  
(本件審査請求の受付から約2年2か月半)

(2) そうすると、本件では、D町による本件請求の受付から本件却下処分までに約2年7か月半を要しており、そのうち、M都道府県から処分庁への本件請求の進達に約1年1か月も要している。一件記録からは、M都道府県が何らかの調査を行った形跡はうかがわれないから、本件請求の処理に期間を要し過ぎたといわざるを得ない。

また、審査庁においては、反論書の受付から約11か月も経過した後に審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から先行諮問までに約1年5か月を要している。換言すれば、審理員意見書の提出が速やかに行われていたならば、本件審査請求の受付から先行諮問までの期間は半年程度で済んだものと考えられる。そして、審査庁が先行諮問の取下げ後に追加の調査・検討をして本件諮問をした結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年2か月半もの長期間を要している。このように長期間を要する事態になったのは、審査庁における審査請求事件の進行管理が適切にされていなかったこと及び審理員による審理手続が弁明書の主張内容をなぞるだけの形式的なものであったことに原因があると考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方及び審理員による審理手続の在り方を改善する必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 本件では、審査請求人が、叔父Pの死亡の日(昭和19年8月11日)まで引き続く1年以上、叔父Pによって生計を維持し、又は叔父Pと生計を共にしていたか(叔父Pの軍人たることによる勤務がなかったならば、これに該当していたものと認められる場合も含む。)、すなわち、審査請求人が叔父Pと同一の生計関係を有していたかが問題となっている。

(2) 審査請求人は、叔父Pは父Qを頼ってF大学に入学し、父Qの自宅(B地)において、父Q、母R、審査請求人及び弟Tの4人と生計を共にしていたところ、昭和18年10月過ぎに軍隊入隊指令により本籍地(G地)に帰

郷して入隊したとして、昭和14年4月から昭和18年10月までの間、審査請求人は叔父Pと同一の生計関係を有していたと主張し（戦没者等との生計関係申立書）、その証拠資料として、叔父PのF大学の在学期間証明書、審査請求人が在学していたH国民学校の通知票、叔父Pの学生服姿の写真及び昭和14年頃に上記自宅裏で撮影したという叔父Pと審査請求人の写真を提出している。

そこで、これらの資料を検討すると、叔父Pが昭和16年4月10日にF大学に入学し、同日から昭和17年10月1日まで同大学に在学していたことは確認することができるが、叔父Pの入隊時期や審査請求人が叔父Pと生計を共にしていたことは確認することができない。

そして、処分庁及び審査庁が保管している資料（死没者原簿、陸軍軍歴簿、戦没者の戦死を現認した旨の書類、戦没者調査票、遺族年金弔慰金処理票及びJ縣死亡者名簿）を検討しても、叔父Pの入隊時期や審査請求人が叔父Pと生計を共にしていたことは確認することはできない。

(3) 次に、審査庁が先行諮問の取下げ後にした追加の調査の結果について検討する。

ア 審査庁の照会に対してF大学が提出した学籍簿の写しによれば、叔父Pは、昭和16年4月にK商業夜間部を卒業し、同月10日にF大学法文学部文学科に入学したこと、昭和17年10月1日にL部隊に応召するため同大学を休学したことが認められる。そして、この学籍簿には、叔父Pの保証人の氏名(Q)と居所(B地)は記載されているものの、叔父Pの居所は記載されていない。審査庁が、F大学に対し、叔父Pの学籍簿に本人の居所が記載されていない理由について照会したところ、同大学は、その理由は不明であり、他に叔父Pの居所を確認することができる資料はないと回答している（令和2年6月23日付けのF大学の回答）。

イ 既裁定者は、審査庁の照会に対し、叔父PのF大学在学中の生計については、よく分からないが、少なくとも同大学の学費については、伯父Sが支援をしており、電報で支援の要請があると、I地（伯父Sの居住地）の郵便局から送金をしていたと回答している（令和元年12月29日付け及び令和2年2月11日付けの既裁定者の回答）。そして、既裁定者が提出した「住所録」（叔父PがF大学に在学している当時のものと考えられる。）を見ると、叔父Pの住所は、「G地」と記載されている。

ウ 審査請求人は、審査庁の照会に対し、これまで処分庁等に提出した資料

以外に新たな申立てやその内容を裏付ける資料等はないと回答している（令和元年12月5日付けの審査請求人の回答）。そして、審査請求人は、伯父Sが叔父PのF大学の学費を支援していたとの既裁定者の上記イの回答について、特に反論をしていない（令和2年4月10日付けの審査請求人の回答）。

エ 上記アからウまでで検討したところによれば、叔父Pが、昭和16年4月10日にF大学に入学し、昭和17年10月1日にL部隊に応召するため同大学を休学するまでの間、同大学に在学していたことは確認することができるが、その間の叔父Pの居所が不明であるため、審査請求人が叔父Pと生計を共にしていたと認めることはできない。

(4) そして、一件記録を精査しても、他に審査請求人が叔父Pと生計を共にしていたことを確認することができる資料はない。

したがって、審査請求人が、叔父Pの死亡の日まで引き続く1年以上、叔父Pと同一の生計関係を有していたとは認められない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公
					美